

第三十一次回国会
衆議院
地方行政委員會議錄 第六号

昭和三十四年一月三十日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

理事 龜山 孝一君 理事 渡海元三郎君

理事 吉田 重延君 理事 阪上安太郎君

理事 門司 亮君 理事 安井 吉典君

相川 勝六君 天野 公義君

天野 光晴君 飯塚 定輔君

金子 岩三君 山崎 巖君

加賀田 進君 佐野 憲治君

北條 秀一君 下平 正一君

中井徳次郎君 本島百合子君

出席政府委員

総理府事務官 深見吉之助君

中央青少年問題協議会事務局(長)

警察庁長官 柏村 信雄君

警察庁監 中川 董治君

警察庁刑事局(長) 木村 行藏君

警察庁保安局(長) 木村 行藏君

委員外の出席者

参事 考人

(東京都青少年問題協議会委員、東京都地域婦人団体連盟副会長)

田崎とし子君

参事 考人

(神奈川県児童福祉審議会委員)

佐竹 昇君

一月三十日

委員中島茂喜君及び矢尾喜三郎君辭任につき、その補欠として天野公義君及び本島百合子君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員天野公義君及び本島百合子君辭任につき、その補欠として中島茂喜君及び矢尾喜三郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)(參議院送付)

警察に関する件

○鈴木委員 長 これより會議を開きます。風俗営業取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日、まず本案について参考人より意見を聴取することといたします。御出席の参考人はお手元に配付いたしました名簿の通りであります。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。風俗営業取締法の一部を改正する法律案は、御承知の通り近年の事情にかんがみまして、喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を暗くして営むもの及び他から見通すことが困難な狭い客席を設けて営むものを新たに本法の風俗営業に含まれることとし、また客席を設けて客に飲食をさせる営業で、その深夜における業態が善良の風俗を害すると認められるものについて、都道府県公安委員会が必要

な処分をすることができるようにする等、これらの營業に關し善良の風俗保持のための規制を加えることができるように措置せんとするものであります。本委員会におきましては、昨年来慎重審議を重ねて参つたのであります。が、本日は、特に児童の福祉並びに青少年問題に御造詣の深い各位から本案に対して御意見を拝聴し、もつて本委員会の本案審査に万全を期することといたしました次第であります。つきましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見の御発表をお願いいたします。

なお、議事の進め方につきまして、田崎君、佐竹君の順序で、お一人当りそれぞれ十五分間程度において順次御意見の御発表を願つた後、委員側の参考人に対する質疑を行うことといたします。

それではまず田崎とし子君より御意見の御発表をお願いいたします。田崎参考人。

○田崎参考人 ただいま御紹介にあずかりました田崎でございます。私は、お手元に上つておりますように、都の青少年問題協議会委員、東京都の地域婦人団体連盟副会長とする母親の立場としても今日参つたわけでござい

まして、深夜喫茶が青少年においては悪の温床であるというところは、もうすでに先生方は御承知のことと思ひますので、くだしくは申しませんが、実はこの問題につきましては、約六、七年前から非常に私も悩んでおつたわけ

でございます。何かこれについて対策はないものか、とにかく母親の手で何とかしたい、善良なる青少年が深夜喫茶においてたまたまそういう不良少年に巻き込まれていく、そういうケースを幾つも見せられた場合に、私も非常に悩んでおつたわけでござい

ます。たまたま昨年でございましたが、五月に、東京都の各地域の下部組織といたしまして青少年問題の地区委員会の方から、何とか対策はないものかという声が上がつたわけでございます。それと同時に、やはり地域婦人団体のお母さん方からも何とかならないかという声が上がつて、そこで都の青少年問題協議会では、この問題に真剣に取組んできたわけでございます。そのときに、これは何とか都条例でというふうな案も出たわけでございますけれども、都条例では何か踏み切れない面もありまして、これは一日も立法化を急がなければと、立法措置をお願いするよりほかに手がないのではないかと、そこで主婦連のおかさん方もお

寄りになりました。青少年を法律で何かも縛つてしまふというところは私たちが本意ではない、けれどもこの問題もほんとうに限界に來ているんじゃないか、私たちの手でこれ以上どうにもしようがないのではないかと、こういうお母さん方の踏み切り方でございます。そのために私も実地の踏査もいたしました。また警視庁へ参りまして、一々不良青少年の問題、転落のケース、それから現在収容されている

人たちの数、その他深夜喫茶の調査などいろいろ研究されたわけでござい

ます。そのときに都内ではキャバレーとか、バーとか、あるいは喫茶店、お好み焼き、そういったものをみな合せまして一万三千軒あるうちの、深夜營業をいたしておりますのが約四千二、三百軒ということを経視庁で出したわけでござい

ます。そのときに、特に青少年が出入りする深夜喫茶はどれくらいであるかと調べてみました。やはり青少年が特に出入りする深夜喫茶は、新宿とか、渋谷とか、池袋とか、そういったところが多いわけでござい

ます。そういう業態は約千七百軒くらい警視庁で調べて出しております。そこで輔導された青少年は、昨年の一月から六月までの上半期において約四百三、四十名ということをやつております。これはたまたま輔導された数でありまして、私たちが実際に運

悪くひつかつたもので、あとはほとんど上手に逃げています方でございます。この逃げています数はほんとうにかめないのでござい

ますけれども、おそろしい数であるということをもみんな見ているわけでござい

ます。そこで昨年の八月から、都条例によつて取り締まることもいろいろ要望書を出したのでござい

ますが、これはやはり立法化でやっていただかなければというので、そこで私も青少年問題協議会も、都の地婦連も、同時に八月から九月へかけてまして各関係官庁、国会、

総理府、それぞれのところにも一日も立法化を急いでいただくという要望書を出したわけでございます。おかげで法務省、それから警察庁におかれまして、この立法化の研究をなさっていただいております。大へん私も喜びまして、今度は全国の各都道府県にありまして、地域の婦人団体連絡協議会に通知を出しまして、また各都道府県からも、婦人会の名において、その都道府県から選出されておられます国会議員さんにそれぞれ請願を出していただいているわけでございます。

これは全部お手元へ届いていると私は信じております。こういうわけで万全の措置をとりまして、私も一日も早く立法化をお願いしているわけでございます。特にお願いしております午前は、時間の問題でございますが、午前一時以後の営業はやはり禁止していただきたい。あるいは設備は、今までのようなあいつたボックスを高くするとか、ロマン・シートを置くとか、小部屋を置くとかいうことは全部なくしていただきたい。それから照度の問題でございますが、これはやはり十ルクス以上はほしい。それからやはりこれは立法措置において許可制にしていただきたい。今までは届出制だけで深夜喫茶は営まれたのでございますが、全部許可制にしていただきたいということをお願いしておたわけでございます。

幸いに今日こうして私は呼ばれたのでございますが、どうぞ母親の切なるお願いを皆さんに御了解いただきまして、何とか一日も早くこの立法化を急いでいただきたい。そういたしますれば、都の方の都条例もすまやかになされるのではないかと思いますので、特に先生方をお願いするわけでございます。

大へん簡単でございますが、これで終ります。

○鈴木委員長 次に佐竹昇君に御意見の御発表をお願いいたします。佐竹参

○佐竹参事人 佐竹であります。神奈川県川県の児童福祉審議会の委員を長らくしております。

神奈川県におきましては、この深夜喫茶に對しましては、神奈川県各層の方々から、この問題は非常に真剣に取り上げられて、何とかしてもらいたいということで、神奈川県におきましては青少年保護条例を作りまして、前から青少年保護のことにつきましては十分注意いたしておりました。が、この深夜喫茶が問題になりましたから、昨年の七月以降におきまして十分その実態を調査する必要があるのではないかというところで、まず警察それから福祉審議会の委員が手分けいたしまして、数回にわたり、深夜喫茶を管轄するところの横須賀地区、川崎地区、横浜地区というように、おもしろいところの多いところの実態の調査をいたしました。

この調査の結果、委員の意見といたしましては、どうしてもこれは何とか対策を講じなければいかぬではないかというように、現実のいろいろな照度の問題、そこに夜おそくまで十八才未満の少年少女が入っておるといような状況を見まして、どうしてもこれに對するところの対策を立てる必要があるのではないかという段階に至りまして、大体九月に至りましてから、その問題につきまして、何とか現在ありますところの県の青少年保護条例の一部を改正して、そしてその取締りに当るようなことにしたいかがかという話になりました。けれどもこれは非常にむずかしい問題でありまして、どこまでも業者に迷惑をかけない、業者自身が十分に自衛していただくというふうな持つて行き方でないといふんではないかということ、その点は非常に考慮いたしました。ですから神奈川県におきましては実情といたしましては、業者になるべく迷惑をかけない、みずから自衛していただくような方途を講じたいということ、かような配慮のもとに条例の改正をして、これを公布いたしましたのが十月の十六、十七日でありました。これを一応新聞に掲載いたしました。こういうふうなことで取り締まることになるから十分に自衛してもらいたいということを公告したわけでありまして、

その次の段階になりました。しかしそれを規制するに当りましては、他の府県でやっておられるところの実態、実情も知りたいというように、現在大阪府、兵庫県に参りまして、現在施行されております状況を視察して参りました。その結果、神奈川県におきましても慎重審議を重ねて、この規制をしようということ、まず最も問題になっておるような照度の暗い、設備の非常に悪いというように、だれが見ても工合が悪いところだけを約二十三軒を指摘しようということになりました。ところが、この二十三軒に出します前に、一応あなたのところはこういう点においてどうもまずいと思うが、改善できるならばぜひ一つ改善してもらいたいというところのあらかじめの勧告をいたしました。しかしそれは勧告でありまして、なお指令を出しまして十分に注意してもらいたいということをお願いいたしましたところ、それでは私のところはぜひその指令を取り消していただきたい、設備の不完全なところ、いわゆる照度の暗いところは明るくしたい、またいろいろ障害がありまして見通しのつかない、あるいは席の席の高いところというように、こちらの指摘しましたことにつきまして、直す、改善いたしますというところで、さつそくにその取り消しを申し出てくる場所もあるというふうな状態で、施行しまして大へんよかったということでありまして、引き続いて、照度の点におきましては不平も出て参りまして、あそここの店で指摘されておるのにはほかの店ではまだやってないではないかというふうなことがありまして、第二回、第三回というように回を重ねて指摘いたしておりました。その反響といたしましては、あまり業者の方からは苦情も出ておりませんし、むしろ改善をして注意してやっというふうな傾向が見えておるといふことは、大へんにうれしく思っております。

しかしながら、これはどうもやむを得ない臨時の措置として神奈川県におきましてはいたしましたので、この法律の制定をしていただき、その実施が全国的になされるということ、私も切望いたしておることでございまして、ぜひこの問題は十分に御審議いただきまして、なるべくすみやかにこの実施が行われますように切望いたしております。

○加賀田委員 もう一点ですが、実は

○鈴木委員長 これにて両参考人の御意見の御発表は終了しました。

参考人並びに政府に對する質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次これを許します。加賀田進君。

○加賀田委員 お二人の参考人に経過の御報告を伺ったのでありますが、今御報告いただきました田崎さんによつてお尋ねしたいと思つております。深夜喫茶の規制をするための大体的条件として、時間は午前一時まで、以後は禁止してもらいたい。こういう御意見と、設備、照明等について特段の点は考慮してもらいたい、こういう点が指摘されているが、これは現在深夜喫茶と指摘されている喫茶店に對しての御希望であるか、あるいは喫茶店全部に對して午前一時以後全部を中止するように要望されておるのか、その点を伺いたいと思つております。

田崎参事人 ただいまの御質問にお答えいたします。実は私どもの婦人団体全体の願いは、あらゆる飲食物を提供する店は、一部深夜の勤務者に對する飲食物を提供する店は別といたしまして、そういう店は十一時で取り締まればよいところなんではないかと、これは現段階ではいろいろな情勢を見まして無理だと思つて、現在ほんとうに青少年のために悪の温床になつておる設備、構造、照度の問題で、なかなか取締りが強化できなくて違反を続々やっていると、こちらに上つております風俗営業の一部改正で取り締まらう、このように考えております。

○鈴木委員長 次に佐竹昇君に御意見の御発表をお願いいたします。佐竹参

○佐竹参事人 佐竹であります。神奈川県川県の児童福祉審議会の委員を長らくしております。

神奈川県におきましては、この深夜喫茶に對しましては、神奈川県各層の方々から、この問題は非常に真剣に取り上げられて、何とかしてもらいたいということで、神奈川県におきましては青少年保護条例を作りまして、前から青少年保護のことにつきましては十分注意いたしておりました。が、この深夜喫茶が問題になりましたから、昨年の七月以降におきまして十分その実態を調査する必要があるのではないかというところで、まず警察それから福祉審議会の委員が手分けいたしまして、数回にわたり、深夜喫茶を管轄するところの横須賀地区、川崎地区、横浜地区というように、おもしろいところの多いところの実態の調査をいたしました。

この調査の結果、委員の意見といたしましては、どうしてもこれは何とか対策を講じなければいかぬではないかというように、現実のいろいろな照度の問題、そこに夜おそくまで十八才未満の少年少女が入っておるといような状況を見まして、どうしてもこれに對するところの対策を立てる必要があるのではないかという段階に至りまして、大体九月に至りましてから、その問題につきまして、何とか現在ありますところの県の青少年保護条例の一部を改正して、そしてその取締りに当るようなことにしたいかがかという話になりました。けれどもこれは非常にむずかしい問題でありまして、どこまでも業者に迷惑をかけない、業者自身が十分に自衛していただくというふうな持つて行き方でないといふんではないかということ、その点は非常に考慮いたしました。ですから神奈川県におきましては実情といたしましては、業者になるべく迷惑をかけない、みずから自衛していただくような方途を講じたいということ、かような配慮のもとに条例の改正をして、これを公布いたしましたのが十月の十六、十七日でありました。これを一応新聞に掲載いたしました。こういうふうなことで取り締まることになるから十分に自衛してもらいたいということを公告したわけでありまして、

その次の段階になりました。しかしそれを規制するに当りましては、他の府県でやっておられるところの実態、実情も知りたいというように、現在大阪府、兵庫県に参りまして、現在施行されております状況を視察して参りました。その結果、神奈川県におきましても慎重審議を重ねて、この規制をしようということ、まず最も問題になっておるような照度の暗い、設備の非常に悪いというように、だれが見ても工合が悪いところだけを約二十三軒を指摘しようということになりました。ところが、この二十三軒に出します前に、一応あなたのところはこういう点においてどうもまずいと思うが、改善できるならばぜひ一つ改善してもらいたいというところのあらかじめの勧告をいたしました。しかしそれは勧告でありまして、なお指令を出しまして十分に注意してもらいたいということをお願いいたしましたところ、それでは私のところはぜひその指令を取り消していただきたい、設備の不完全なところ、いわゆる照度の暗いところは明るくしたい、またいろいろ障害がありまして見通しのつかない、あるいは席の席の高いところというように、こちらの指摘しましたことにつきまして、直す、改善いたしますというところで、さつそくにその取り消しを申し出てくる場所もあるというふうな状態で、施行しまして大へんよかったということでありまして、引き続いて、照度の点におきましては不平も出て参りまして、あそここの店で指摘されておるのにはほかの店ではまだやってないではないかというふうなことがありまして、第二回、第三回というように回を重ねて指摘いたしておりました。その反響といたしましては、あまり業者の方からは苦情も出ておりませんし、むしろ改善をして注意してやっというふうな傾向が見えておるといふことは、大へんにうれしく思っております。

しかしながら、これはどうもやむを得ない臨時の措置として神奈川県におきましてはいたしましたので、この法律の制定をしていただき、その実施が全国的になされるということ、私も切望いたしておることでございまして、ぜひこの問題は十分に御審議いただきまして、なるべくすみやかにこの実施が行われますように切望いたしております。

○加賀田委員 もう一点ですが、実は

○鈴木委員長 これにて両参考人の御意見の御発表は終了しました。

参考人並びに政府に對する質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次これを許します。加賀田進君。

○加賀田委員 お二人の参考人に経過の御報告を伺ったのでありますが、今御報告をいただきました田崎さんによつてお尋ねしたいと思つております。深夜喫茶の規制をするための大体的条件として、時間は午前一時まで、以後は禁止してもらいたい。こういう御意見と、設備、照明等について特段の点は考慮してもらいたい、こういう点が指摘されているが、これは現在深夜喫茶と指摘されている喫茶店に對しての御希望であるか、あるいは喫茶店全部に對して午前一時以後全部を中止するように要望されておるのか、その点を伺いたいと思つております。

田崎参事人 ただいまの御質問にお答えいたします。実は私どもの婦人団体全体の願いは、あらゆる飲食物を提供する店は、一部深夜の勤務者に對する飲食物を提供する店は別といたしまして、そういう店は十一時で取り締まればよいところなんではないかと、これは現段階ではいろいろな情勢を見まして無理だと思つて、現在ほんとうに青少年のために悪の温床になつておる設備、構造、照度の問題で、なかなか取締りが強化できなくて違反を続々やっていると、こちらに上つております風俗営業の一部改正で取り締まらう、このように考えております。

○鈴木委員長 次に佐竹昇君に御意見の御発表をお願いいたします。佐竹参

○佐竹参事人 佐竹であります。神奈川県川県の児童福祉審議会の委員を長らくしております。

こういう二つの意見があるのです。今

深夜喫茶を風俗営業取締法のワクの中に入れて、警察の監督のもとにそういう青少年の不良化を防止するような諸般の指導と監督をするということで、不良少年の温存地帯といわれている深夜喫茶のそういう目的をなくしようという意見と、大体喫茶店というものはそういう目的のものではないのだから、深夜喫茶といわれているそういうものの全部を廃止するようにしてもらいたい、いわゆる喫茶店というものは従来の純喫茶店のような形に全部戻すべきであって、それを単なる風俗営業取締法のワクの中に入れて、たとえ時間的問題とか、照度の問題、設備の問題を改善したって、一部の改善をしたというだけで、深夜喫茶という忌まわしいものを一応他の拘束の中に入れて存続するという事態がいけないのだという意見、こういう二つの意見が現在あるわけなんです。ただいま政府の方で出しているのは、今申し上げたように、深夜喫茶全部を完全になくして純喫茶に転化させる、もとの姿に戻すということとは非常に困難なので、風俗営業取締法の中に入れて指導監督をしていくのだ、こういうような趣旨で提案されているわけですが、田崎さんとしてはどちらの方に賛成されるか、一つ御意見を伺いたいと思います。

うに考えております。

○加賀田委員 佐竹参考人にお尋ねいたしますが、神奈川県の方では、業者が自主的にそういう目的に沿って努力するように指導をし、要請もされたというところになりますと、法の趣旨に沿うたような処置を現在とられているわけですね。従って田崎さんも、現状においてはこの程度でやむを得なからう、将来を待つ以外にないだろうというところですが、佐竹さんもそういう意見で、現在風俗営業取締法のワクの中に入れて、警察の指導監督のもとにそういう姿のないような状態を指導していくということでは、やはり深夜喫茶そのものに對しては、現在の日本の現状からやむを得ない、除かなければならぬという意見なのか。それとも第一段階としてはそういう処置をとって、将来やはり喫茶店というものは従来の純然たる純喫茶の姿に戻すべきだ、こういう御意見なのか、どちらかお伺いしたい。

たい。

○佐竹参考人 設備の点もありまして、照度と両方が関連しておると思えます。やはり暗いということも、設備がそういうふうな、何と言いますか、不純な行為をするような設備になっておられます。どうもそういうふうな両方が関連しておると思いますので、一方の暗い照度だけの問題を問題にするのではなくて、これはやはりどうしても関連性を持って心配していかなければならない。それに対処するところの処置を講じていかなければならないと思えます。

○加賀田委員 それでは犯罪の温存あるいは少年の不良化の温存となつていのは事実だと思ふのですが、それは少年がそういう施設その他を利用してみずからそういう不良化の方向にいく行為をするのか、あるいは喫茶店に入りする少年が、たまに不良少年がおつて、それが誘導するとかあるいは誘惑するとかいうような形で不良化していくのか、どちらの方がそういう状態が多いのでしょうか。

つきまして、やはり憂慮すべきものがあるのじやなかろうかと思ひます。そういう点で、そこ自体がそういうようなことをかもし出して、それがあれるなるといふことと、またそこがそういうふうな行為の中継の場所というふうなことで相談し合うような場所というふうな見られると思ひます。

○加賀田委員 それで風俗営業取締法を適用されますと、十八才未満は出入りを禁止される。そういういたしますと、今申し上げた十八才未満の青少年は出入りはできませんから、これはもう目的は達せられると思ひますが、ただそういう場合に、十八才以上の青年に對しては、やはり何かの処置を講じなければならぬ。そのためにはそういう内部の構造と照明と深夜と、三つがからんでいるわけですが、風俗営業取締法に入りまして十一時以後は営業できないという形でこれは目的は達せられると思ふのですが、もっと大きな問題は、やはり照度の問題ではなからうか。新聞が読める程度であるという希望も、われわれとしてはいろいろ論議しているわけですが、どの程度の照度が適当であるかということを研究されているなら御説明を願ひたいと思ひます。

まず差しつかえないというように、私もそこちの喫茶店やバーでは感じております。

○天野(光)委員 関連して佐竹参考人にお伺いするのですが、そうしますと、現在の改正法で参りますと、十ルクスに満たないものを各都道府県の条例で定めれば可能であるというふうにできておるのですが、今の佐竹参考人の御意見でいきますと、十ルクスならばよいというので、非常にその幅が広いと思うのですけれども、各府県の実情に照らして、十ルクス未満であつても、三ルクス以上という最低の線を示すことができれば了承できるのか、それとも十ルクス以上でなければいけないという考え方なのか、その点もう少し明確にしたいと思ひます。

○佐竹参考人 果といたしましては、そう強くてできませんけれども、国としておやりになるならば、やはり十ルクス以上というふうなことが方がいいのではないかと思ふのでございます。その三ルクスというのは最低の線でありまして、これは非常に暗いのですから、幅があるといつても三ルクスから十ルクスの間、やはり十ルクスぐらいになればだいぶ明るくなります。これならばまずまずというところではないかと思ふのでございます。

○天野(光)委員 田崎参考人なり佐竹参考人にお伺いするわけですが、ただいま加賀田委員からの質問の答弁によりますと、深夜喫茶というものは非常に青少年間において悪影響を伴うので、どうしても何とか処置をせよという考え方から、営業時間の問題あるいは照度の問題あるいは設備の問題等について強力な要請をされて

おる。そのためかどうかわかりませんが、政府当局としては、このたび改正法律案を出して、その御期待に幾分でも沿えるような格好のものにしたいというのでこの法律案が出てきた。そこでこの現在の改正法律案に対しては満腔の賛意を表するわけにはいかないが、一応第一段階としては、この出された改正法律案によってやってみて、そうして自分たちの希望の満たされなかった点は、この法律案が施行された後においては、また起きるような状態においては何か適当な措置を講ずるといふようなことで、原案に御了承できるような御意向のようにただいま承わったのですが、その点いかがでございましょうか、どちらでもけっこうでございますから一つ……。

○田崎参事人 お答え申し上げます。私どもの願いは、先ほど申し上げましたように、ほんとうに青少年は十一時ともなればそれぞれ家庭へ帰るべきもので、もっと私きびしく申しますならば、世のどんな様方も、やっぱり十一時、十二時には御家庭には帰ってもらわなければならぬ。(笑声、拍手)その意味におきまして、私はほんとうは単独立法であらゆる飲食物提供の場所には時間の規制をしていただきたいところですが、現段階におきましては、私は政府案を支持いたします。一日も早くこれを通していただきたいのでございます。そうして通りまして、地方条例によってそれぞれ照度の問題なんかも研究されるのではないかと。また同じ風俗営業のワタの中にもあります業態におきましても、業態によって、また業種によって照度がい

ろにきめられてくるのではないかと。このように思いますので、どうか一つ現段階は何とか早くこれを通していただくように先生方のお力をお願いいたします。このように思うわけでございませう。

○天野(光)委員 くだいようですけれども、そうしますと、田崎さんの御意見では、とりあえずこの出ている改正法律案を早く通して、現段階の措置を一日も早くやってほしい。そして最初から考えておいたことは少し隔たりがあるようだが、これをやってみて、そして予期したような問題が起きてくる場合においてはまた考慮するとして、一応とりあえず法律案をこの原案通りすぐ通してやってみても差支つかえない、こういうふう聞いて差しつかえございませんか。

○田崎参事人 私は、そういうことでけっこうでございます。

○鈴木委員 飯塚定輔君。

○飯塚委員 きわめて簡単にお伺いしますが、特に佐竹さんにお伺いしたい。風俗営業の取締りという点にしましては、それを法律できめて取り締まなければならないという世相そのものをわれわれお互いに憂慮しなければならぬ。これは大きな国家的な問題であって、特に現在社会的に論ぜられておる民族の興隆という点からいって、大へんな重大な問題だと私は考えております。特に佐竹さんは、地域的に見て神奈川県とくに御光地帯である。そういうところでは大へんお骨折りになっております。また季節的にも大へんお困りになっておることもあるだろう。それについて、県の条例を作って、思わしからざる業者に対してはいろいろと勧告をする、大へんけっこうなことではございますけれども、私はその逆の方面からいって、たとえばPTAとか、婦人会とか、主婦会とか、そういう団体でどういう対策をやっておられるか、その点を一つお伺いしたいと思います。

○佐竹参事人 それは私の方としましては、学校教育の方、社会教育の方に関連いたしますので、そこまでのことについては、青少年問題協議会におきますところの話し合いということになりまして、御協力をいただくという以上には、審議会の形としてはちよつとできないわけですが、やはり条例を作りまして、その条例に基いて、警察その他の関係と密接に指導の面をていく以外に、今のところはちよつとやりかねる実情でございます。

○飯塚委員 田崎さんが、ただいま青少年ばかりでなく、どんな様方も十一時、十二時には時間を過ぎないように早く帰った方がよろしいという御意見でございましたが、これはごもっともなことではあります。ただ取締りの方面からばかり考えてそれを堅持するということとは、その時期としては必要なこととでありましょうし、やらなければならぬのでありますけれども、田崎さん、これは今佐竹さんにもお伺いしたいが、お母さんの立場とか、そういう団体で、その対策としてどういうことをやっておられるか、やればいかというところを一つお教え願いたい。

○田崎参事人 青少年の問題は、私も婦人団体でも終戦直後から取り扱っております。不良防止という面と、それからほんとうに普通の家庭の青少年、子供の健全育成の面と、両面を

やっているわけでございます。それで健全育成の面におきましては、いろいろ映画の対策とか、あるいは不良出版物、雑誌など、それから悪い本、そういったものの対策、それから紙芝居、貸本屋、そういったものをなるべくいものを与えるようにという対策もいたしております。それから映画の対策といたしましては、私どもの方から映倫の方へも委員を出しまして、実は私がその委員となつて出ておりますが、衛生映画の審査と、それから青少年に見せてはいけない、特に見せたいという推薦と規制と両方の面の対策もいたしております。

それから末端におきましては、各お母さん方の小さなグループにおいて話し合いをいたしまして、一日も早く自分たちの家庭の子供たちをすこやかに育てるにはどうしたらいいかという話し合いが、PTAとか、婦人会、青年団、それから民生委員の指導委員さん、そういった人たちの話し合いは絶えず持たれているわけでございませう。

それから一方、もうすでに少し転落しかけています、また転落の寸前であるというお子さんに対しての対策は、警察、また保護司の方とも連携をとりまして、なるべくそういうお子さんに対してはあたたかい手を向けるようにという意味合いから、更生保護婦人会というのを組織いたしまして、また補導連絡会とも連携をとりまして、何らかの方策をやはり考えているわけでございます。

やっぱり家庭の問題じゃないか、まず家庭からということになりまして、最近では、家庭を明るくするにはどのようにしたらいいかというお母さん方の話し合いが行われております。そういうことではない、いろいろなやられていたいております。

○飯塚委員 大へんけっこうなお話を伺つてありがたうございました。大体夜子供が十一時、十二時までも出るといふのは、一つの習慣にもなつてしまふことだと思ひますし、なるだけ子供のとまから夜は遊びに出さないという習慣をつけることが必要だと思ひます。ヨーロッパでも、イタリアは日本と同じように、子供を夜おそくまで外へ連れ出したり、遊んだりするのはあまり気にしないが、ほかの国では、夜子供を家庭より出さないようにしている点については十分に家庭の面からも注意をいたしますし、この法案の審議には皆さんの御期待に沿うように努力をするつもりでございます。きょうは大へんありがとうございました。

○鈴木委員 飯上安太郎君。

○飯上委員 両参事人にもちよつとお伺いいたします。先ほどから問題になっております時間の問題でございますが、大体お二人とも政府原案の十一時が深夜という概念だといふふうな把握されているように思ひます。しかし、いかがでございましょうか。お二人とも民間にあっていろいろ青少年保護のために御努力をなさつておられます。皆さん方の手で愛の鐘とか、あるいはみおつくしの鐘とかいろいろ御努力をなさつております。大体十時を限度とさ

れていると私は思うのでありますが、この点について十一時という深夜の概念でいいのか、この法律の目的がやはり青少年保護に重点をかけられているという観点から考えて、思い切った十時という限度を考えていった方がいいのか、こういうことをわれわれもひそかに考えておるのであります。御両所の御意見はどうでございましょうか。

○田崎参考人 愛の鐘は、今池袋にもできましたし、荒川の方、方々でできつつあるのでございますが、それはやはり十時に鳴らしまして、もう十時でございまして、そろそろおうちへお帰りなさいというお母さんのやさしい鐘であると思うのでございまして。それを聞いた町の子供は、もう十時だから帰ろうというので、帰っていくようにしむけたいというところではございまして、この深夜喫茶の問題は、なるほど私は青少年の悪の温床であるからやめてほしいというところは申し上げましたけれども、先ほども申しますように現段階におきまして、これは青少年のこ

とばかり考えているわけにもいかない特別な事情もまたございまして、まあ中をとらまして十一時ということ、で、やつとがまんをしておるわけでございます。○佐竹参考人 私も同感であります、やはり十時ということになれば、これは青少年の保護の上からいいますれば、十時の方がけっこうだと思ひます。しかし、営業者の立場もありますし、いろいろ今日日本で問題になっておる喫茶という常識の問題もあらうと思ひますし、いろいろからみまして、やはり十一時というところが適当ではな

いかというふうに考えておるわけでありま

○阪上委員 ただいまの御答弁、その通りだと私も思ひます。われわれといひまして、一時間の差というものは果してどちらに軍配を上げていいかということについては、なかなか決しかねます。ことに喫茶などというものが、在来からうどん屋やそば屋ならあまり問題にしないのでありますけれども、喫茶となると問題にしがちなのであります。しかしながら、喫茶という最近のこういつた飲食業というものにつきましては、青少年から見れば、非常に魅力のある楽しい場所なのであります。従ひまして、これをむやみやたらに規制していくということは適当ではないだろうというふうに、われわれも親心を持って青少年を見てやらなければならぬ場面もあるわけでありま

ただ私といたしましては、十一時というのを、もっと思い切つて皆さんの運動と合致するような時間に持つていくことが、社会通念としていいのではないかと、こういうふうにご意見を御質問申し上げただけであります。そこでこれらの点を考えまして、次にお伺いしたいのは、こういうところの取締りを、警察官が権限によつてのみ取り締つていくという方法が果していいかどうか。それよりもむしろそれと並行して、何か特別の府県条例等において警察官のようなものを設けて、それによつて並行して取り締つていくというふうな行き方をした方がいいのか、あるいはこの点について御両所はどういうふうにお考えでございましょうか。

○田崎参考人 私はまだそこまでは実は皆さんとも話し合つておりませんので、ここではお答えしかねるのでござい

ますが、私個人としての考え方から申しますと、現段階では、やはり一応警察の手でやつていただく。お母さん方は、今までも補導連絡会の委員として、警察と相呼応いたしましてやはり街頭補導なんかには非常に力を尽しておられますので、現段階はそこらあたりでとめておいて、そういう特に監視員を設けるとか、民間からそういういわばおつかないおじちゃん、おばちゃんが出てくるということとは、青少年の健全育成のためにどうだろうかと思ひます。私自身も考え方ではございまして、これは私自身も今考えております。これは少年問題協議会とか、あるいは都の地婦連とか団体としての考え方についてはお答えできないわけではござい

ますが、ただ私個人としては、然と、青少年はやはりあたたかい手によつて、家庭とその周囲の地域のお母さん方の手で、そういうところに行かない前に食いとめていくべきではないか。ことに家庭で脱落したお子さんは学校で食いとめていたかなければならないし、学校の脱落した者は、地域社会のお母さんのあたたかい手で食いとめなければならぬ。そのためには地域社会のお母さんはグループを作つて、いつもあたたかい目を向けていきたい。このようなか考え方ではございまして、ちよつと申し上げておきます。

○佐竹参考人 私も、現段階におきましては、警察官の補導というより仕方がないのじゃないか。お話のように、何かそういうふうな特別にそれにか

るところの機関ができればけっこうだろうと思ひますけれども、しかし今の行政機構の中におきまして、それをどうすべきかというところはなかなかむずかしい問題であらう。むしろ警察官の中にこういう青少年補導の特別な教育を受け、訓練を受けた方がありまして、そしてこういう問題を熱心に取り上げ、また指導していただくというふうなところがいいのではないかと思ひます。

○阪上委員 次に照度でございまして、先ほどちよつと聞き漏らしたもので、両参考人の御意見といたしましては、十ルクス以上の明るさがやはり必要だということはお考えになつておつたように私も記憶しておりますが、間違ひございせんでしょうか。○田崎参考人 十ルクスというところでは押えてほしいと思つております。○阪上委員 それ以上です。○田崎参考人 現段階は、まず府県案の十ルクスで押えていただいて、とにかくこれをもっと明るくなどと思ひますので、一日も早くこの法案を通過していただきたいというのが私の念願でござい

ます。そこで警察庁長官にこの機会にちよつとお伺ひいたします。十八才未満の者の入場を拒否する権限といつたものが与えられておるのであります

が、一体この十八才というのはどの観点から規定されたものか、ちよつと伺つておきたいと思ひます。児童福祉法との関係で何かお考えになつたのか。

○柏村府政委員 青少年問題協議会等のお考えもありませんし、また各府県でいろいろ実情に応じて、経験的に判断いたしまして、大体十八才程度ということが、一般に今まで規制を行なつてきた実情でございまして、そこを基準にいたしてゐるわけでありま

す。○阪上委員 同じ年令の問題と関係するのですが、児童福祉法の三十四条の第四項の二に「児童に午後十時から午前三時までの間、戸内について、又は道路その他これに準ずる場所での物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為」これは禁止されております。これはさ

る行為ですから問題はな

いと思ひます。先ほど申し上げました十時と十一時の問題と、何かこういつたものをもう少し基準に取り上げて考えられる必要があるのじゃないかと思ひますが、この点お考えになつたで

とも、考えようによってはあり得るかも知れないと思いますが、やはりある程度個人の人格と申しますか、青少年にいたしまして、そういうものの自由というものもできるだけ尊重していくということが必要であると思ひます。従つて制限をするについては、十八才くらいが基準として考えていいものではないかというふうに思つておるわけでございます。

○鈴木委員長 本島百合子君。

○本島委員 だいぶ照度については御質問があつたようでありまして、ただお二人の参考人の御意見を聞いておりますと、この政府案で改正いたします風俗営業の中に入れられる喫茶店、これは御承知の通り三ルクス以上となつておる、この区分の点について不明確な点があるのではないかと、こういうふうな中に私承つたのですが、その風俗営業の中に入る喫茶店というものについては、その光の度合いを十ルクスまで上げてくれという御希望なのか、現在地方で定めておられますのは三ルクス程度以上というふうになつておりますが、実際は三ルクスから下になつておるといふようなところが非常に多いわけなんです。そういう点はどういふふうにお考えになるのかということと、それから田崎さんにお尋ねしたいことは、一時という限度で制限をいたしたということでございますが、現在風俗営業の分が十一時になつておるのです。そうしますと、それから午後、午前一時までが深夜喫茶店で営業される、こうなるわけなんです。そうすると、一時で深夜喫茶店は営業をやめてもらいたいというふうに考えていられるのかどうか、この点をお尋ねいたします。

ます。

○田崎参考人 今、本島先生がおっしゃいました時間の問題ですけれども、私の方は十一時と各要望書にも書いて出しております。ただ青少年がほとんど出入りしていると思われるそういう店がやはりあるわけでございます。それから業者の自衛のないうところが相当あるわけなんです。これはここで申し上げてどうかと思つておるのですけれども、第三国人によつて経営されているものなどは、組合にも入つておられませんが、自衛をお願いしてもなかなかされないというところもございまして、そういう点も含めまして、いろいろ考えてみますと、やはり新街渡合、池袋、あそこはどうかと思つても十一時というところにお願いしたいと思つてございまして、ですから深夜喫茶店といふすか、いわゆる喫茶店なんかは大体風俗営業の中に入れていただいて、そして十一時で規制して、それから明りも十ルクスくらいのところを押えていただく。それからもう一つこういうのがございまして、駅の周辺とかに喫茶店を開きまして、そこは二十ルクスであつかあとしておりますし、見通しもききまします。ただ普通コーヒーか紅茶だけで、お酒も何もない。夜、汽車からおりてきていこいの場所もないからそこでちよつとお茶を飲んで時間を過ごさうか、青少年でもやはり旅行者はそういうところを望みますから、そういうところはやはり営業は三時、四時でもかまいませんけれども、特にそういうところは明るく、二十ルクスくらいというところもやはり考慮に入れていただきたいと私は考えておるわけですが、今のこの法律案からいいますと、そう

いうこまかいことは国の法律ではできないということでございますから、まあ喫茶店のあたりは十ルクスでございまして、特に料理屋とか小料理屋で、そういう青少年も入らないというところは何とかがまんもいたしますが、それだつて三ルクスじゃちよつと暗過ぎる、そういうことでございまして。

○本島委員 そのところ、この委員会に参りましてから非常に問題になつておるところなんです。そこで認識を新たにしたいことと、それからこちらがお尋ねしたいことは、今お話しになつたように、喫茶店というものはまあ十一時以降はとめてもらいたい、これが最大の御希望なんです。それができない諸般のものがあつたら、その分については午前一時ごろまでやむを得ないと認める、こういう御希望なんです。私も、大体深夜喫茶店というものは全面的に禁止してほしいという希望で、婦人の衆参議員は今まで努力して参つてきたわけなんです。本日地方行政委員会に参りまして、審議を延ばしているわけじゃないんです、どうすればこの改正案に沿つてよりよい環境を生み出していかうかというところで審議しておりますから、現段階ではやむを得ないという考え方を一歩進めて、これができた場合においては、これが二年なり三年なり五年なり、これは改正することが非常に困難になるから、今この現実の問題と取組んで、どうやれば一番よいのか、こういうことで論議されておるわけなんです。従つて先ほども言われたように、青少年の年齢の点でも、御承知の通り、刑法上における二十才のもの

を十八才に下げることが出ておるわけなんです、それとかみ合せてこちらの方については十八才未満となつてくるが、その点はどうかという御質問がたまにありました。現在の青少年の犯罪者の多くは、十八才から十九才にかけてが一番多いように見えております。そうすると、ちよつとこれがはずれる年齢になつてくるのです。ですから、青少年を守つてという立場で出てくるならば、これはやはり刑法上でいう二十才で考えなければならぬんじゃないかというふうに考えておるわけなんです。

それからこの環境上のことでございまして、かりに深夜喫茶店を存置されるというところになるわけですから、その風俗営業に入るべき喫茶店と深夜喫茶店、この切りかえの問題が出てくるわけなんです。現在委員会では確かめるところでは、一つの店舗が風俗営業を持つておつて、今度は深夜喫茶店に切りかえるから、ぱつと光を明るくして、そのまゝの営業はさせない、こういうことを言われておるわけなんです。現実には調べてみますと、光は大体の店が操作ができるようになっておるのです。そうすると、この点も取締りが十分にいかないじゃないかと、せつかに改正しても……。その点を私も非常に心配いたしました。風俗営業におきます照度も、これを十ルクスくらいまで引き上げてもらふ。それから普通深夜喫茶店といわれるものについて、それ以上の明るさを保つてほしい。田崎さんもおっしゃつたように、二十ルクスくらい明るいところをやつておる、そういうことが望ましい

と云われたのですが、そういうふうにとこの改正案の中へ盛り込んでもらいたいということを主張しておるわけなんです、この点は、神奈川県の方ではだいぶゆるやかなように御説明を聞いておると思ひます。地方でそれぞれ事情も違ふことだと思ひますけれども、この深夜に営業する分については、やはり照度の点をもつと明るいということに皆さんが希望していらつしやる。これは今の御説明の中でも私も受けておるのですから、それは了承できると思つておるわけですが、その時間の程度で、深夜喫茶店は大体翌朝夜明けまでとなつておるわけなんです。地方においては、その地方の状況においてそれまで営業は認められないということがあれば、地方条例で時間の制限を加える、こういうことになつておりますが、地方条例といふものは、国のきめた法律の範囲をこえてはならないということが大体原則になつておるわけなんです。ですから、この改正案においてある程度の限度をきちんと定めておかぬと、地方の条例では、そのいろいろの状況において差が出てくるわけなんです。そういう点については、どのようにお考えなさいますかというところをお聞きしたいと思ひます。

○佐竹参考人 御質問の照度の度合いですが、これはやはり私も十ルクスあれば差しつかえないのじゃないかと、こう考えております。それは実際に所々のあれを見まして、そう感じしておるわけでありまして、それは明るくれば明るくなるほどいいことだと思ひます。けれども、やはり営業の立場、いろいろなことを考えますと、十ルクスあれば差しつかえないのじゃないか

という考えを持っております。

それから時間の問題は、やはり取締りの方からは十一時といたしておるわけでありまして、その他の時間延長ということになりまして、今の営業者の立場というふうなものを考え、また地方におきます終夜働く——神奈川県におきまして、船員の人たちがおそく船が入ってきて、そうして夜そういふところを利用する方もあるし、職業的に夜働かなければならない、また夜そういふところに行つていこいを求めるというふうな方々もありますので、これを規制するにたいしてという面から見てますので、今ここに出されておるこの政府案でまず差しつかえないのじやないかと私は考えるのであります。

○田崎参考人 本島先生、先ほど時間規制のときに、私は午後十一時と申し上げたと思つたのでございますけれども、何か一時と申し上げたというふうに言われましたので、私は少し上つていたんですね。ですから、十一時と訂正していただきたいと思ひますから、よろしく願ひいたします。

○本島委員 そういたしますと、風俗営業に入る分は十一時と大体法律はなつてゐるのですね。そうすると、それ以後の深夜喫茶店は認めたくない、それはやめてもらいたい、これではつきりしてよろしうございませうか——それでは委員会でも十分慎重にこの点を審議されると思ひますが、現在の状況ではなかなかそこまでいかなければならぬという御意向があつて、喫茶店に、いろいろ光の点、見通しの程度、それからボックスの程度というよ

うなことで風俗営業に入るべき喫茶店と、それから深夜、それ以後行われる喫茶店というものがあつたわけですね。そうすると、あなたの御希望がそこで通らないことになるわけですね。私も、できるだけ深夜をやめてもらいたい、こういう希望でここまで参つたのですが、この法律改正でいつてもそうならないわけですね。ですから、そこで青少年を守つていこうからこの改正案が出されるということになりますので、先ほど申し上げた年令の度合いを十八才としようか、刑法上でいう二十才としようかと考えられるのかというところを、もう一度聞かしていただきたい。

それからこの問題は、警察官が介入いたしまして、ひつかかる人は運が悪くてひつかかるようなもので、なかなか網にかからない人が多いと先ほど言われたように、現実にはその通りで、犯罪を犯しておる子供はほとんどひつかかつていなくなつたという状況が多いということになるわけですね。そういう点で、もしこの法律案が改正された場合は、先ほど非常に予算上の御心配で、できれば望ましいが、なかなかできないのでしようからというあきらめのようなお言葉でしたが、それをもう一度念を押しますが、これを補導するに当つては、あるいは環境を整備する、子供を守つていこうという趣意から、この改正案が通過いたしますと、一斉に全国的に警察庁は本腰をいれて取り締まる、並びにその営業の趣旨が間違つておるようなところがあれば停止もされるようなことにもなるわけですね。しかし、子供の場合はそれができないで、別の角度からされるから、そういう場

合には、やはりある程度の監視ということではなくて、補導員の増強だとか、あるいは町の婦人会の方々が今までも御協力して下さいましたが、これをもっと法制化して、ある程度子供たちともいろいろのことをやってあげられる方を必要とするかしないか、こういう点を皆さん方がせつかついて下さつたのですから、意思表示をはつきりしていただいて、今、政府の予算だとか、改正案だとか、そういうことを抜きにして、あなた方こう思うんだという意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○田崎参考人 年令のことは十八才で、私は現段階ではよろしいと考えております。よろしいというのではなから、まあ十八才で一応法律案が出されておられますから、十八才ということにしてけつこうかと思ひます。

それから今も本島先生のお話を伺つておりますと、警察官がこれで一応権限を持つていろいろ取り締まるんだということになるのでございしますが、今までもやはり都の場合は、食品衛生の面で深夜喫茶は十八才未満は入れないことになつていたわけでございます。ただそういう場合に、警察の方が補導する場合に、保健所といつても相談し合つて、きようは行くとかきようは行けないとか、絶えずそこに連携をとるのに手間がとれて、いきなりすつと行けないという面の不自由さがあつたわけですね。それが立法化されてきますと、警察の方でも単独でその深夜喫茶へ行つて補導ができるわけでございます。青少年の場合は、警察の方が取り締まるとか検束するとかいふのでなく、これは児童福祉の面からいいま

ても、あくまでも補導でございますから、やはり私の方がいらして、そして一応心理学などの専攻もしたような方が上手に補導されることが望ましい。私はこれは母親の立場で申し上げるわけでございます。

それから今もいろいろと連絡員を強化してとかおつしやつておられましたが、そのことよりも何よりも、やはり環境整備という面から青少年にいい町、よい環境を与えるという面で、私は厚生省にもこの間もお願いいたしました。が、町のどこへ行きまして、そこにはちゃんと児童センターのようなもの——子供がみんなそこへ寄つて、あるいは図書館に行つて本も見られる、あるいは遊び場もある、そういう児童センター式なものが各区にどうして一つや二つはほしい。これは都の場合を申し上げておられますが、こういうことによつて青少年をそこへ誘導して、なるべく夜そういふところへ遊ばなくてもいいようなふうに向つていかなくてはならない、そのように考えておるのでございします。ですから青少年の問題は、取り締まるとか検束するとかいふことでなく、もつとそこへいくまでの段階において、私は政府でもいろいろ費用を出して、環境をよくするた

めによりいろいろな設備もほしいものだ、そのように考えておるわけですね。

○佐竹参考人 今の年令の問題でございしますが、それは御指摘のように満二十才までというふうなことになる、あと二年間くらいはやはり危険な年令であるから、それまでというふうなことは、まことに理想としてはけつこうだと私は思ひますけれども、現実

即して見まして、十八才という、先ほども御説明のありましたように、大体高等学校を出る、あとは大学に入るということになりますので、やはり十八才といふところの年令において補導という——保護といふふうな言葉も使われなければならぬ、それ以上になりますれば、やはり個人の人格も重んぜられるし、十分に自覚を持つて行動しなければならぬ年に達するのであります。それでいつまでもということじやなく、やはり十八才程度でいいのではないかと考えるのであります。

○本島委員 もう一点。実は青少年の問題でも、十時に愛の鐘を鳴らして帰れというふうな地方条例を作るときに、これは憲法違反という責めを神奈川県は受けたと思ひます。そうしますと、今度の問題につきまして、こういう点の抵触があるというふうなことで、先ほど田崎さんがおつしやつたように、特別立法を願つたけれども、それがうまくいかないと思つて、現段階においてはという言葉が出たと思ひます。この点で非常に私も苦慮いたしておりましたが、何とかして、まして、青少年を守つていこうことが主體となつてこの改正案ということがなつたわけでありまして、その点についてはの不備といふことは、この機会にやはりきちつと打ち立てておかなければならぬといふ点で、参考になるべき、非常にお尋ねしたわけでありながら、言葉が多くて、これから委員会審議なさるときに、判定をなさる方がそれだけの角度においてということになるだけと思ひますが、私どもは、できるだけの機会に青少年を夜の悪魔

良化の問題は、社会現象による——い
わゆる社会の実態からくる影響がかな
うあると思ひますことと、それからも
う一つは、これの防止の最大の問題は、
やはり何と云つても子供のしつけが非
常に大きな問題になつてくると私は思
う。学生と一般人との間、ことに無職
の人が多いという事は、これは青少年
年の犯罪をどんなに防止しようとい
つても、現在の様な社会で、学校を出
てきて職業にありつけないという、
一つの社会の機構が悪いのであつて、
これからくる派生的のものについて、
いかに取締りを厳重にいたしまして、
も、何をやかましいことを言つても、
なかなか私は根絶はできないと思ふ。
もともと就職の機会を与えない方が悪
いのであつて、就職の機会を与えずに
おいて、そして不良化するのだけはし
からぬといつて怒つてみたところで、
私は、なかなかうまくいかないと思
う。そういうことが一つの原因で不良
化の方向に進む子供さんが非常に多い
ということになると、一般の社会問題
として、政治問題として取り上げて処
置する面になつてくるかと思ひます
が、この法律自体に対して、そういう
ことを一応考慮に入れますと、法律自
体の問題として取り扱わなければなら
ませんのは、これはお母さん方にお聞
きをおきたいと思ひますが、ただ
いまの御答弁の中にも、警察官による
取締りはあまり好まないというよう
なお話があつたのであります。私もそ
うだと思ひます。これから先新しく
芽ばえていくとする者について、少
くとも現在の警察制度、現在の警察官
の教養のあり方、程度において、もし
警察権がこれに介入する。そして世

間から見れば、警察側では補導をする
のだという建前をとりますが、しかし
一方においては、社会の見方というこ
とは、警察に引っぱられたということ
は、何らかの犯罪行為があつたような
形で見受けられることは当然であり
して、かえつてそのことのために、若
い人たちの将来への希望を失わせるよ
うなことがあるのではないかと私は考
へる。そのことは青少年心理というも
の、自分は不良化の道に進んでいるの
だということを十分認識してやつてい
る子供はあまりないと思ふ。知らず知
らずのうちにそういう道の中に踏み込
んでいつているのが大部分だと私は思
う。犯罪を犯そうとか、あるいは意識
して不良少年になろうなんという人
はおそらくないと思ふ。知らず知らず
のうちにそこに引きずり込まれていつ
ているのが問題であつて、従つてこれ
を防止するために照度をどうしよう
と、時間をどうしようかという問題が
起つてきている。そういうふうなとき
に、警察官の手によつて、これが社会
的に見ていかに悪いことをしたよう
な印象を本人に与える、あるいは世間
もそれをそういう角度で見るといふこ
とになりますと、あまり結果はいいこ
とにならないと思ふ。そういう点につ
いて、先ほど御答弁は何だったのであ
りますが、今度法律ができれば、いや
でもおうちでこれは警察官の取締りを受
けることに間違いはありせん。そこ
で問題になりますのは、その間の処理
をどういう形で行くかといふこと
とが非常に大きな問題だと私は思ひま
すが、さっきの御答弁だけではなかな
か私は納得しがたいのであります。や
はり従来のように、青少年は特別にこ

れを補導する機関で補導した方がよろ
しいのだといふこと、その上に立つて
室内の照度やあるいは時間の問題を議
論した方が、少年のためにはよろしい
のではないかと。私はどうしても警察官
の介入を排除したいといふ考えを持
つていふのが、その点のお考えはど
うでしょうか。

○田崎参事人 お説の通りでございま
すけれども、今まで都の場合には、保健
所の管轄に深夜喫茶が置かれておりま
したものでございまして、なかなか
母親の手によつて補導していくとか、
あるいはそこに近づけないようにする
とか、別な面に向けてやるとか、家庭
環境をよくするとか、十分なことば
やつたわけでございましてけれども、や
はりそこに限度があるので、やはり一
応今の段階では風俗営業の中に入れて
いたいで、ああいう場がなくなれば
一番いいのではないかと。そして十八才
未満は今までは入れなかつたのでござ
いますけれども、それは実際においては
空文であつた。また十八才であるかど
うかの見分けがなかなかつかないし、
そして警察の方が補導にいらつ
しゃつても、業者の方の協力がないと
いふことによつて、やはりうまくいか
なかつたといふ面もありますので、一
応やはり一方はこういう強化もしてい
ただき、また一方には先ほど申し上げ
たような環境の面の設備、施設をい
ろよくしていただく。青少年の問題
は、あらゆる角度からみんなやって
いくよりほかにはないのだといふ限
りにきていふわけでございまして。

○佐竹参事人 ただいま御指摘の問題
は私も同感でありまして、少年のため
にそういう特別な機関ができて、根本

的な対策ができるというようなこと
なれば、非常に理想的でござい、ぜひそ
ういふようになつていただきたいと思
ひますけれども、今この問題を取り上
げておきますのは、早急な問題であり
まして、どうしてもこれをとりあえず
何とかしなければならぬといふこと
に追い詰められておられるように思わ
れますので、そういうような観点からい
たしますと、やはり今補導といふこと
になりますと、現在の警察の方々に
骨折りをいただくといふようなことが
必要ではなからうか、こういうふう
に思ひまして、先ほどそのようにな
ことを申し上げたやうなわけでござ
います。御指摘の点は、ぜひそういう
に、国会の方でも、そういう機関が
できるように取り運びが願えればま
ことにありがたいと思つております。

○門司委員 警察の諸君にお聞きして
おきたいと思ひますが、今お聞きした
うなことでもございまして、私は、ど
う考へても、警察官の介入は必ずある部
面においては行き過ぎができる。それ
からこの問題は非常にむずかしいの
でありまして、実際はグループが一つあ
りまして、そのグループの中に、当然
喫茶店に入ることのできる、あるいは
成年に達した者がいるわけでありま
す。それに若い諸君がいつとなしに
くつて行つて、不良化するつもり
もなければ犯罪を犯すつもりもないの
だけども、いつの間にかそういう中
に引き込まれていく場合が多いと思
ふのであります。そこで警察官が取り締
まる場合におきましても、君たちは青
少年だからこの程度だ、君たちは
ということは、実際はなかなかむずか

しいと思ふのです。その辺にこの問題
の取締りは、取り締るといたしまして
も非常にむずかしい点があると思ふ。
そして警察に引つ張つていつても、
成年の諸君については、ある程度犯罪
があれば罰則が行われる。しかし青少
年の諸君は補導だけで済まされれば
ならない。そういうからみ合せの問題
で、この問題の取締りには非常にめん
どうな問題が出てくる可能性が実はた
くさんあると思ふ。そうすると、勢
問題は、やはり強い取締りでなければ
効果がないといふことが現実に現わ
れてくる。強い取締りが必要だといふこ
とになつて参りますと、さつきから心
配をされておりますように、みすみ
本人の希望を失はしめて、そして墮
落していくことがありはしないかとい
う心配がやはり出てくる。この辺に對
しての警察側の見方として、一体ど
ういうことにすればよろしいのかとい
うこと、私は、でき得れば今の環境衛生
といふようなことからははずして、やは
り青少年の補導の機関というものを新
しく設けて、そしてこれが必ずしも
警察官でないといふ建前の上におい
て、青少年を指導していく部面とい
うのは、もう少し警察の行政から離れた
ただでなくて、もう少し強い力を
持ったものがこの際必要ではないか、
そうすることにやらなければならぬと
に青少年を愛の手をもつて導いてい
くといふことはできない。少くとも警
察は権力でありまして、行政権力を
持つてゐる。その権力によつて導くこ
とはなかなか困難だ。青少年である限
りにおいては、やはり愛の手を伸ばし
ていきたい。そうするには今の環境衛

りですき焼などを食べていらつしやるあの店がたしか十ルクスでございませうが、あのくらいあれば、私、大体よろしいかと思つております。

○門司委員 最後に、青少年の輔導をやつておいてになります中央でお考えになっておられますことについてお聞きをしておきたいと思ひますことは、不良化の温床であるということが、大體全国的な統計で明らかであるということになつて参りますと、この不良化の温床をなくする一環の法律であることにこの法律は間違ひがございませうが、もう一度私は突っ込んでお聞きをしておきたいと思ひますことは、業者に對します一つのお考え方でありませう。

これは先ほどのお言葉の中にも、業者に對して協力を求めなければというお話がございましたが、これは非常に大きな一つの問題であると私は思ふ。従つて照明等につきましても、暗くしたり明るくしたりすることができるような装置を持つておるところでは、これはどうにもなりません。それからもう一つは、よく私も町を歩いて、この店には青少年の諸君は入つてはいかないんだということを明示してある店もないわけではないと思ひますが、しかし、最近これが実行されておるかどうかということについては、私もかなり疑問を持つております。こういう業者の協力というものについて、どの程度までこれをお考えになつておられますか、その辺がもしおわかりでしたらお聞かせを願つておきたいと思ひます。

○木村政府委員 確かに今門司委員のおつしやつたように、業者の協力というものが非常に大きな問題でございませう。

て、法律ができましても、何でもがむしやうにすぐに取り締るという観点だけでなしに、まず業者に、法律がかりに通過しました後の内容を十分に周知徹底させましても、また私たちの方では、防犯懇談会あるいはいろいろなこの保安局関係の仕事について、これに合つてお互いにさつくらんに話し合つておられますので、こちらの考え方あるいは業者の実情、業者の実際の気持をお互いに話し合つておられます。そういうふうな懇談会あたりを通じて、実際に妥協な取締りなり指導をやつて参りたい、こういうふうな考へております。

○門司委員 どうも今の答弁だけでは納得できないのです。妥協な線で話し合ひをするというだけでなくして、私が聞いておりますのは、業者の方にはこの法律の趣旨をむろん徹底させなければなりません、従来からも実はかなりやかましい法律があるわけです。ないわけじゃないのです。東京都の条例を見ましても、業者がかなり協力していただければ、はつきり言えば、十八才以下は入つてはいけなければ、入れなければよろしいということになるが、なかなかそれが行われていないところ、一つの問題があると思ふ。もう一つは、先ほど本島君から言われましたように、十八才から二十才の間をどうするかということも一つの課題ですが、その間に業者の協力というものが法律通りに得られれば問題ないのであります。それがなかなか得られないから聞いておる。ただ協議会だけではいけない。従つて取締りの対象とすべきものが、この法律の限界からくれば、一つは青少年の輔導と、一つは業者に対する取締りが相当嚴重でなければならぬと思ふ。ところが、業者に對する取締りというものは法律の中にはあまり強く出ておらないから、私はさつき少し回りくどかつたが聞いたのです。それじゃ業者に対する取締りというものは、どういうことをなさるのですか。

○木村政府委員 業者に對する取締りに關しましては、たとえば法律では、今度風俗営業に入れます十ルクス以下の関係、あるいは見通しが困難な狭い個室を持つたところ、あるいは深夜にわたつて営業しますもの、そういうものが今度の法律に入つて参ります。が、それらについて各県の条例で制限をしておるわけです。その条例なりそれぞの法律に違反した場合には、行政処分あるいは営業停止ということも当然考えられるわけでありませうが、この面において取締りを嚴重にいたしまして、悪質な者に対しては嚴重に措置するわけでありませう。それぞの実情に応じて、場合によつては業者の実態をつかんだ上で指導するものもあるかも知れません。そういう関係で、従来、おしやつたように懇談会では趣旨が徹底しないというお話がございまして、たけれども、確かにその点は限界があると思ひます。取締りの面においては、法の命ずるところ、条例に従つて、行政処分なりそういうものを實施していくということも考えられるわけでありませう。

○鈴木委員長 他に御質疑はありませうか。別に御質疑がなければ、これにて両参考人に関する議事は終了することといたします。

参考人各位には長時間にわたりお引きとめをし、また有益な御意見を承りまして、ここに厚く御礼を申し上げます。これにてお引き取りを願ひます。

○鈴木委員長 この際、警察に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。天野公義君。

○天野(公)委員 この際、警察当局並びに關係の方々に伺ひをしたいのでございませうが、御承知のように、先般二十七日に荒川区の三河島、町屋、尾久地区に通つた魔的な凶悪事件が発生いたしましたのでございませう。ただいま私もこの地区に住居いたしておる者でございますので、私自身も非常な戦慄を覚えたわけでございます。現在、この事件が発生をいたして以来、この当該地区である三河島地区や尾久地区の各地区におきましては、町ぐるみ、家庭ぐるみ非常な戦慄と恐怖の底に打ち落されておりました。今、官民あげて協力態勢をとつて、犯人の捜査、また犯罪の予防という面に邁進をいたしておる次第でございます。現在まだ捜査中であると思ひますが、この問題はきわめて重大な問題でございますので、この問題を主題といたしまして、これに關連する諸問題につきまして若干お伺ひしたいと思ふ次第でございます。

犯罪の目的というものは、金を取るとか、金のために人をだますとか、人を殺すとか、また自分の欲望を満たすために犯罪を犯すとか、そういうのが大體犯罪の姿でございますけれども、今回のように、人を殺す、人を刺すといふこと自体、それだけを目的として行われる犯罪というものは、通常の考え方ではどうも考えられないわけでございます。ちやうど理由なき殺人、傷害事件、このように感ずるわけでございます。そこで一つの大きな問題があるのでございます。それは二十七日に十数件の事件が起きたわけでございますけれども、その事件の発生前にすでに同様類似のことが数件あったわけでございます。この大事件の発生前において、一体いつからそういうような輕微な事件があり、それが一体どの程度警察当局に報告をされ、警察当局といたしましては、これらの輕微な類似の事件に対してどういう態度で臨んでおつたか、これは、きわめて重大な問題だと思ふのでありますが、この点からお伺ひしたいと思ひます。

○中川(善)政府委員 御指摘の事件は、お話しもございましたように、二十七日夕刻の事件の数が大へん多いのでございませうが、その以前に起つた事件についての御質問でございませうから、お答えいたします。

それ以前に起つた事件でありまして、起つた当時すでに犯罪が發覺しておりまして事件は二件でございます。その後警察におきましては、また類似の事件がそれ以前にも相当起つておつたのではなからうか、こういう推定に基きまして、未發覺な事件と申しませうが、被害者から警察官廳に通告されないう事件、潜在している事件と洗い出す努力をいたしたのでございませうが、その努力をいたした結果發覺いたしました事件が、被害者から申しますと五名、こういうことに相なるのであります。先ほどのそれ以前にす

に発覚しております二件と申しますのは、被害者で申せば三名に相なるのであります。お尋ねの発覚しております事件、すなわち二十七日夕刻以前に発覚しております事件に、警察としてはどのような措置を講じておったかということに対する御質問でございますので、お答えいたします。

その二件のうち、一件は二十三日午後六時ごろ起りました事件でありまして、当日外勤の係の方に被害者の申し出がございましたので、事情を聞いたのであります。その後、事情を聞きながらでなしに、その事情を聞きながら外勤係員は、こういった事件は、どういたしまして犯罪捜査に専従する職員の方がより効率的な捜査が可能でありますので、犯罪捜査に専従する職員にも連絡がありまして、その職員におきましては犯罪の捜査に努力しております。それで一部誤解等がありまして、交番の巡査が聞きつばなしだというふうに読み取れる記事も私自身で拝見いたしましたので、私、調べて参りますと、これは荒川署員に訴えが出たのであります。荒川署員が十分事情を聴取いたしましたので、その翌日、捜査係員、すなわち犯罪捜査の専従職員が、被害者の供述調書を作成し、現場にもおもむきまして実地に見聞いたしました。捜査態勢として捜査を開始しておったのであります。それで関係者ですけれども、交番の巡査、防犯係の捜査員のみがこの捜査に従事しておったというふうに思われる向きがあるのと、いろいろ住民の方々の御協力も大いに得なければならぬと思うのでありますけれども、そのとき起りました事

件は、一件、二件ということが発覚したものですから、これは町の痴漢の徒がやつたのではなからうかという推定で、関係者の割出しを関係の向きとよく連絡してやっておった、こういうことが実際にございまして、そのときに数十名を擁する捜査員を持っていくというところ、一つの方法であらうかと思うのでありますけれども、今の警視庁管内にいたしまして、全国的にいたしまして、被害の程度が、被害者の申し出によりまして、傷害五日程度の被害が一つと、それから着衣が切損された事件でありますので、その事件の内容に基いて、交番の巡査だけでなしに、捜査専従員もあわせて捜査に当たっておった、こういう実態でございます。それ以外に同様な事件があるのではなからうかという推定は、実は二十九日の夕刻に殺人を含む十名の被害にかかわる事件が時を前後して起りましたので、こういう事件が起る以上は、前にもこういう事件があったのではなからうかという推定を警察はいたしまして、ずっとシラミつぶしに洗って参りました。そうすると二十八日に五名の方々の被害の程度は着衣を切るという、こういう点が発覚した、こういう状況でございます。

○天野(公)委員　そうしますと、二十七日の事件発生までは二件、三名の事件が起きた、それに対して警察当局では一応の捜査をやっておった、こういうわけですね。
○中川(重)政府委員　その通りでございます。
○天野(公)委員　そこでこの際、警察庁もしくは警視庁管内のことについてちょっとお伺いしたいのであります。大体軽微な犯罪、たとえば窃盗であるとか、いたずらであるとか、こういう軽微な犯罪に對しまして、一体どの程度の努力を警察当局は今までなされておるのではありませんか。実は私もいろいろ聞いてみました。また自分で体験をした立場から言いますと、軽微な犯罪は、大体警察官が聞き置く程度で、捜査とかなんとかいうことは、ほとんどされておらないというのが実情ではないか、こういうふうに感じるのではありませんか。また認められる節が非常に多いのでございまして、そういう点は一体どういう工合になっておりますか。

○中川(重)政府委員　天野委員の御指摘のように、犯罪を天野先生がお分けになりましたように、二つに一応分けてみたいと思ひます。一つは大へん耳目を聳動する事件と申します。窃盗罪、強盗罪、言いかえれば報道関係機関等において記事をだいたいに問わず事件ということになるものであります。そういう事件の捜査と、それからお互いの周辺のカバンを盗まれたとか、そういう窃盗事件を含めての事件、こういった日常相当多数起る事件と二つに分けてみたいと思ひます。前者につきましましては相当の人数の係、警視庁で申せば警視庁の本庁の課長等も現地に行きまして捜査をやっておる、こういうことが多からうと思ひます。後者につきましては、全国的に申しますと、相当多数の件数に上りますので、全部本庁の課長が行くということではできませんから、これはそれに即応する捜査をしなければならぬというこ

とに相なろうと思ひます。それでは即応する捜査の内容でございすけれども、まずこういった事件につきましましては、警察みずから発覚するように努力するというのが一つでございすけれども、窃盗のごときはおむね被害者からの申告がある。これは事例として多うございす。被害者から申告を受けまします。申告を受けた警察官は外勤勤務の警察官が多いのであります。その状況等をよく聞きまして、現場には外勤ももちろん行く場合もありませんけれども、なるべく外勤以外の署の捜査専従者が出かけて行き、犯罪捜査はやはり現場から始まることが多いものですから、現場には署の捜査員が出かけていって捜査に当たっていく。その捜査状況につきましましては、その署の幹部の方でよく指導いたしまして、その捜査の徹底をはかる。こういう仕組みにしておることが一つでございす。他の仕組みは、こういう犯罪を行う問題につきましましては、相関連することが他の地方において起る場合が多い。余罪によつて発覚するという面もございす。それから同様の事件は、一個所で起れませんが、同様の事件の窃盗罪は、甲の署、乙の署、丙の署において同様手口の犯罪が起ります場合は、共同でうまくやることが効率を發揮するゆえんでございすので、被害通報票、これによる犯罪手口、私どもの方では鑑識という組織をもちまして、被害の手口を明確に書きまして同様手口の犯罪を共同で捜査していく、こういう方法を考へておるのであります。そういう二つの方法、組織的

な方法と現場から捜査を割っていくという方法を併用いたしまして、日常多起る窃盗罪を中心とする犯罪につきましましては捜査をやっておるのが現在の警察の実情でございす。天野先生が御指摘になりましたようなことは、そういう日常茶飯事のものはそのうふうにして捜査をやっておるのだけれども、やはり天下の耳目を聳動するということが多いのですから、新聞記事にはあまり出ない。従つて関心が少ないので、その捜査が不徹底なように思われる向きも少くないのであります。私もひとつとしましては、いろいろ人員上の問題とか、あるいは人が少いとか、警察力の少いことに基くことも確かにございすけれども、そういう日常多起る犯罪、すなわち国民生活に最も密着した犯罪につきましましては、そういう組織的な方法と現場に出かけて資料を得るといふ両方の方法で効率を發揮しておる、これが現状でございす。

○天野(公)委員　そういたしますと、やはり軽微なものについてはあまり力が入らない、こういう工合になるわけでありまして。たとえば先般の小松川高校生殺し事件におきましても、あの犯人というものは、あの殺人をやるまでに、軽微な犯罪を二回ないし三回やって保護観察にされておったと記憶いたします。その結果がああいうような高校生殺しという事件にいたしましておる。今度の事件にいたしましては、同じような形のもの三件前に発生をいたしておるのではありませんか、もう少し迅速に何らかの措置を講じたならば、もう少し被害も少くなり、もう少しいろいろな情報もとれる態勢ができたのではないか、こういうふうな

気がいたしてならないのでございます。そこでこの軽微な事件、特に窃盗であるとか、いたずらであるとか、そういうものの検挙率は一体どの程度でございませうか。

○中川(重)政府委員 検挙率についてお答えいたしますと、窃盗罪につきましてはおおむね五割でございます。そうして非常にでかい事件と申しますか、殺人といつた事件は九割ぐらゐ検挙されております。これが実情でございます。従つて天野さんの御指摘になるように、殺人とか住民の方々に非常に不安動揺を与えるような事件につきましては、九割の検挙率を上げています。ところが、ずっと累積すると困るのだけれども、日常の事件は五割しかあげていないということが、数字の上から出るわけでございます。それで、お答えするのでございますけれども、両方とも重要だと思ふのであります。殺人事件が起りますと、被疑者が見つからぬということになりますと、殺された被害者だけでなく、隣り近所の方々、その他関係者の方々が不安動揺といつては言い過ぎかもしれませんが、社会生活が安穩を欠く、こういうことになりまして、殺人事件も非常に重要だと思ふ。ところが、犯罪はやっぱり全体関連がありますので、やはり富士のすそ野というものが富士山にあるように、すそ野があつて富士山があるのが実情だと思ふ。すそ野をだんだんいろいろ説明するといふ努力を怠つてはならない、こういうことも当然でございますので、また大きい事件のすそ野という意味だけでなしに、その窃盗によつて被害を受ける国民の方々が多いいんですから、その犯

罪について、ある一人の調査が聞いておくだけでは適當でございませんで、ただいま私が申し上げました方法によつて努力しておるのでございませう。努力目標としては、いろいろ苦心しておるはずでございませうが、われわれの努力の足りない点もございませうから、一つ御鞭撻をいただき、私もいたしまして、教養に力を入れるとともに、そういう日常生活に非常に密接に関連関係ある一般日常の犯罪につきましては、人員の面からいへるな面から工夫してみたい。従来も努力したつもりでございませうが、さらに向上するように努めたい、こういうふうに考えておる次第でございませう。

○天野(公)委員 今回の事件はまことに戦慄すべき事件であつて、現在捜査中の事件でございませう。町の者も、また警察当局も全力をあげて捜査いたしておる、このように思ふのでございませうが、もし許されるならば、どの程度の段階にきておるか、許される範囲でお話し願へば幸いと思ひます。

○中川(重)政府委員 これも犯罪捜査の一つの常道なんですけれども、こういう犯罪が起りますと、手取り、足取りと申しますか、基礎調査をやるのでございませう。初めから思ひつきでやりまますと、間違いが起りますので、基礎調査をやつてから、初めてだんだん被疑者を割り出していくのであります。現在は基礎調査が大体完了し、だんだん被疑者の範囲が狭まつてゐる、こういう段階かと思ひます。

○天野(公)委員 そこで先ほど冒頭に申し上げましたように、人を刺すだけの目的をもつてこういう事件を起しておるのでございませうが、これは私は完

全な変質者ではないかと思ふのであります。通常の感覚、常識を持った人間ではなくて、完全な変質者である、理由なき殺人、傷害事件であります。そういういたしますと、変質者の事件というものは、今まで非常に捜査困難といわれております。大体変質者と目される者の捜査並びにそのいろいろな対策それからその検挙率、こういうものは一体どういう工合になつておるかお伺ひしたい。

○中川(重)政府委員 これは精神衛生とか心理学で研究された問題で、変質者という概念があるのでございませう。変質者は、私も承知しておる範囲におきましては、事前において科学的に発見する方法はない。いろいろな社会的事実を積み重ねて、すなわち犯罪についていへば、犯罪を行なつて変質者ということが発覚する場合が多いのでございませう。事前に発覚する方法は、科学の進歩によつてだんだん出てくるかと思ひますけれども、現在のところは、事実を積み重ねた結果これが変質者である、こういうことがわかる場合が多いようでございませう。それで警察におきましては、変質者カードを作つて保管しておけばいいじゃないかという考えもあるかと思ひます。ところが、人権上の問題もありますので、私もどうもいたしましては、変質者の行う犯罪につきましては、まず現場における資料から上つていくといふことを常道としたいと思ひます。現場において遺留された指紋——指紋に限りませんが、各物件から上つてくる捜査を常道といたしたいと思ひます。と同時に、変質者につきましては、変質者と確定するまでに、

手口というものがあつて、同様手口で過去においてやつておる場合もあるかと思ひますので、犯罪手口のカードの整備によつてこの被疑者に突き当つていく。こういう方法を進めて、両者でこの変質者の行う犯罪の検挙、防止に當つてゐるのが現状であります。

さらに変質者対策として考えられる点は、刑事政策全般として、刑法総則上の問題でございませうけれども、刑罰とあつてあつた体刑、自由刑、罰金刑以外に、別の処分が相当であるという刑事政策上の問題が別にあるかと思ひますが、これは精神衛生学あるいは心理学のいろいろの研究の成果も、量刑上の問題にからんで今後の研究問題であらうと思ひます。これは刑事政策の問題。前者の捜査の段階におきましては、現場の捜査における資料の収集と、手口等における類似の収集の方法と、両者の併用によつて被疑者を割り出すように努力して参りたい、こう考へております。

○天野(公)委員 この問題はすみやかに解決されることを願するわけでございますが、この不幸な事件を転じてよき方向に向けなければならぬといふことは、だれしも思ふところでございませう。そういう観点からいいますと、若千お伺ひしたいのでございませうが、最近青少年の犯罪の傾向が年少者に非常に多くなつてきた。しかも凶悪犯罪が非常に多くなつてきた。こういうことがいわれておるのでございませうが、警察当局ではどういふふうにごらんになっておられますか。

○木村(行)政府委員 最近の青少年の非行の状況を申し上げます。戦後昭和

二十年を契機にしまして、二十一年、二十二年、二十三年と年々青少年の非行件数がふえておりました。一番戦後最大の件数を示したのが昭和二十六年でございませう。これが戦後一つの山であります。その後だんだん昭和二十七年から件数が減り、非行の内容も変りまして、昭和三十年にまた再び少年の非行状況が、件数その他において増加の傾向を見ております。昨年の状況を申し上げますと、問題少年として扱ひましたのが、これは御承知のように犯罪少年、触法少年あるいは一連の成犯少年という関係になります。これが昨年の上半期において六十四万と非常にふえております。それから内容を申し上げますと、凶悪犯、粗暴犯、それから性的犯罪が非常にふえておりました。この傾向は戦後第一の山でありまして、その傾向は戦後第一の山でありまして、第一の山までの状況と比較しますと、か、つぱらいとか、財産犯罪といふか、浮浪児その他戦争犠牲になるところの不幸な環境下にある少年が犯す財産犯が非常に多かつたわけです。ところが、戦後第二の山に差しかつていへるような状況に思われる最近の昨年あたりからの状況を見ますと、凶悪犯、粗暴犯、性的犯がふえてきて、窃盗犯はむしろ若干減少しつつあるような状況になつております。それから考えられるもう一つのポイントは、少年の中でも年少層にだんだん非行事件がふえております。これは一つの大きな問題ではないかと思ひます。さらに都会から小都会、中ぐらゐの都会あるいは農村へという方面に少年非行の増加が見られております。そういう面に浸透してきておるような感じがいたします。さらに

今度は非行少年の内容を見ますと、第一の山まではどちらかといいますと貧困家庭の子供あるいは孤児という面が多かったけれども、最近の状況は、むしろ中産層の家庭あるいは裕福な家庭へもふえてくるような状況になっておりまして、これは非常に深刻な問題ではなからうかと思っております。大体そういう状況でございます。

○天野(公)委員 青少年犯罪のうちで再犯者が非常に多いというのを聞いておるわけでありまして。微罪釈放というような形における再犯者が非常に多い。この対策は一体どういう工合になっておるのか。もしそういう青少年の犯罪が起った場合に、性格上の科学的な分析が果して行われておるのかどうか。たとえばその人間は精神病なのか、精神薄弱者であるのか、愛憎者であるのか、そういう分析を現在行なっているのか、それに対して、また、その後の保護監督をこういふ観点からやっておるのかどうか、そういう点いかがでございますでしょうか。

○木村(行)政府委員 確かに御指摘のように、少年の非行の中に再犯者が相当多いございまして、大体申し上げても刑法犯関係だけで昭和三十年に二七・三、三十一一年に三〇・九、約三〇％でございます。三十二年が三〇％、刑法犯の違反者の少年の中で三割前後が再犯になっておる、こういう状況であるわけでありまして。この問題については、警察のわれわれの側におきましても、非常に関心を持っておりまして、その青少年問題につきましては、ことに少年の非行過程、少年が非常に軽微な非行行為、それからだんだん悪質な非常に困るような度の高い非行程

度に移行していく現象があるわけでありまして、その軽微な非行過程の際に、おいてできるだけ早期に発見しまして、そういう虞犯少年あるいは触法少年というもののについて早く手を打つ。そういう手を打つためには関係方面に連絡していく、こういうことが一つのポイントであります。その軽微な非行程度の問題少年につきまして、早期発見と同時に、さらにその発見につきましても科学的に発見するために、先ほど御指摘のように科学的な判定方法あるいは検定方法というものが考えられるは当然であると思っております。これは警察庁に付置されておりますところの科学捜査研究所で、それはどう進んでいると申しかねますけれども、一部非行危険度合いの科学的な判定法というものを新しい器具で実施いたしております。しかし、それだけでは十分でありませんので、今回、国会にもあるいは予算関係でも若干要求いたしておりますし、あるいは科学捜査研究所の機構について、あるいは若干検討を加えて、防犯の関係あるいは少年の関係について、その非行過程、非行プロセスにおけるところは社会的あるいは心理学的あるいは精神病的な観点から科学的な研究を進めていく、あるいは実験をしていくという点について若干手だてをいたしたいということで、科学捜査研究所の機構改革についても進めているような状況であります。

○天野(公)委員 このような青少年の犯罪の増加並びに再犯者の増加、こういう点に關しまして、政府はすみやかに科学的な対策を立てる必要があると思っております。科学的な犯罪の予測方法を確立して、犯罪の早期発見並びに予

防、問題少年の処分の適正を期する必要があると思っておりますが、警察庁長官、この点いかがでありましようか。

○柏村政府委員 青少年問題につきましては、かねがねたたいま御指摘のようない点について鋭意検討を続けて参つておるわけでありまして、特に今回の事件等にかんがみましても、そうした科学的な検討を早急に効果的に進めることが必要だと思っております。ただいま保安局長から申し上げましたように、さややかではございますが、来年度科学捜査研究所を拡充いたしまして、少年防犯のための研究部門を拡充するということも考えておりますし、その他各都道府県の警察をあげて、この問題とは真剣に取り組んで参りたいと考えております。

○天野(公)委員 今回の三河島における加害者、犯罪者が、もし十九才であるというような場合であつたならば、現行法上は当然少年法の取扱いを受けたいくものと思つております。ところが、今回の深夜喫茶の問題においても、十八才より深夜喫茶に入ることとおとなと同様に認められる。自動車の免許の面におきましても、十八才から自動車の免許が認められる。そして一応おとなの扱いを受けるわけでありまして、かりに十九才十一月何月という少年なところでありまして、これは当然少年法のワクの中に入つてくる。ここに非常に大きな問題があるのではないかと思つております。このような点について、法務省並びに警察庁長官は、今後一体このむずかしい問題に対してどういふ方向を進めていかれるか、この点を

お伺いしたいと思つております。

○柏村政府委員 少年法の問題につきましては、警察庁といたしましては、あらゆる角度から検討を加えておるわけでございますが、さらに法務省その他関係機関と十分連絡をとつて、できるだけ総合的に検討した上、すみやかに改むべき点は改めていかなければならぬかと思つております。ただ、今のいわゆる二十才未満を少年法で取り扱う、これを十八才未満として、十八才からはあらゆる刑事責任をこれに持たせるようにするのはいかがかという点は、なお十分にあらゆる角度から検討をして結論を出すべきものだと考えますので、今ここで具体的にどういふ方向とすることを結論的に申し上げることは差し控えたいと考えております。

○天野(公)委員 現行法では精神病患者というものは知事の権限に基く強制収容ができることになっておるわけでありまして。しかしこれに近い精神異常者が犯罪を犯した場合は一体どういふふうになるのか。また先ほど問題になっております愛憎者というふうなものが犯罪を犯した場合に一体どういふ対策をとるのか。今後、普通の場合には常人であり、ときどき発作的に犯罪を犯すというふうなことがなきにしもあらず、そうした場合の保護というものは一体どういふふうにお考えになつておるのか。まともな者と精神異常者との間の愛憎者、これに対する保護監督というふうな点についてはどういふふうにお考えでいらつしやるのでしょうか。

○中川(重)政府委員 これは非常にむずかしい困難な問題だと思つて、研究の重要項目として、私も並びに法務省で常に研究している項目であります。

○天野(公)委員 二十九日の読売新聞の報道によりますと、三十二年に行われた日本精神神経医学会の報告で、成人の犯罪者の精神状態、初犯の場合正常者が三三％、愛憎者が四四・四％もいる。こういう工合に愛憎者の犯罪率は非常に多い。しかもこの愛憎者は、日常生活は常人と全く変りない。犯罪を犯さなければその異常ぶりがわからぬ愛憎者が多いということで、非常に取扱いが困難であり、またむずかしい問題であると思つて、ただし、その取扱いがむずかしい、困難であるというだけでこの愛憎者が放置をされておつたならば、善良なる市民が非常に

被害を受け、また常にその恐怖にさらされておられることがいわれるわけでございます。従つてこの被害者に対する対策というものを、当然政府としては、関係当局が相集まつて十分な対策をとる必要があると思つております。その点に向つて進まれるように特に要望いたしたいと思います。

この際、最後に一点お伺いしたい点は、青少年の不良化、この問題に關しまして、深夜喫茶の問題も非常に関連を持つてございしますが、何と云つても青少年の環境をよくするところとが大切ではないか、最近至るところに不良文化財がはらんをしておる。マス・コミの中にもはらんをしておる。週刊雑誌の中にも不良文化財と目されるものがたくさんある。いろいろなところに不良文化財があるわけでありませう。そこで中青協と警察庁長官にお伺いしたいと思つておりますが、不良文化財の追放ということ、青少年の環境をよくするということと密接な関係にあると思つて、きつめて重大な問題ではないかと思つて、従つて、これに対しては何らかの措置を講じなければならぬというものが、青少年の不良化の防止を考える者のひとしく一致した考え方ではないかと思つております。でありますから、不良文化財の追放の措置について、特に青少年に悪い影響を与える環境の改善という面からいたしまして、この問題について、現段階では一体どういふお考えをお持ちになつておられるのか、將來どういふ方向に向つていったらばよろしいか、こういう点お伺いしたいと思います。

○深見政府委員 不良文化財の青少年

に及ぼす影響につきましては、全く御説の通りでございます。われわれもいたしまして、常にこの問題は憂慮をいたしております。特にマス・コミ関係の主宰者その他マス・コミの倫理委員会等の方々と懇談を重ね、優良文化財の発行、不良文化財の追放ということについての懇談を重ねておりますが、映画、出版——映画は別といたしまして、出版関係におきましては、とかくマス・コミ懇談会等に關係をいたしませんアウトサイダーの出版物が、青少年に非常に不良な影響を与えるものが多いのであります。これらの点の取締りにつきまして、適当な方法を見出し得ないといった現状でございます。これに對しましては、法律によつてこれを取り締まるということも考へられますが、現段階におきましては、種々地方の実情に應じてこれを判断していただくことが最も適當であらうと思つて、地方条例等によつて、青少年保護条例というやうなものを作つていただきます。これによつて地方の実情に應じた取締りをやつてもらつておる現状でございます。

なお、文部省におきましては、優良図書、児童の推薦をいたしておりますが、児童福祉法によりまして、優良図書等の推薦または不良文化財の排除の勧告等ができることになっております。現在許される範囲におきまして、関係方面は極力綜合してこれが実効の上るよう努力をいたしておるのではありません。業者との關係におきましては、御指摘の通り、現段階では、業者的な關係におきましてなかなか確かな方法が確立をしております。しかし、今後中央青少年問題協議会といつたしても、常にこの問題

は關係方面と密接な連絡をとつて、よき文化財を提供し、悪い文化財による青少年の不良影響を排除するように努力いたしたい、かように考えておる次第であります。

○柏村政府委員 ただいま青少年問題協議会の方からお話がありました。私の考えも同様でございますが、御説のように、青少年の不良化防止のためには総合的な施策が必要である。特に環境の浄化ということが大事であるといふふうに考へるわけでありませう。警察といつたしまして、不良文化財についての取締りは、直接にできません。關係は、例の刑法のわいせつ文書の取締りでございませう。最近におきますわいせつ映画、出版物等についての検査の状況がちょっと申し上げますと、三十一一年が九百一十件、千二百七十六名、三十二年が千九百九十八件、千五百六十九名、三十三年が、これは一月から九月まででございますが、八百六十五件、千九百九十名というに相なつております。しかし、ただいま中青協の方からお話がありましたように、こういうのはつきりといひせつ文書ということでは刑法上の取締りを受けるに至らないが、しかし青少年に對しては非常に害悪を流す、悪い影響を与えるというやうなものが非常に多く出ているように思ふのであります。これにつきまして、国の立法によつてある程度の規制を加えていくということも一つの考へ方かと思ひます。現段階におきましては、たしか十府県くらいだと思ひますが、地方で条例によりまして、知事のもとに審議会やうのものを設けてまして、これは青少年に見せてならないといふやうなことを個々に調べまして、

知事がこれを指定する。そういうものは青少年に見せてはならないというやうな条例を設けているところがあるわけでありませう。ただ、まだ全国的にこれが広がつておるという状況ではございませんが、ただいま中青協の方からお話のように、地方の実情に即して、それぞれの府県において極力そうした面の推進をはかつていく。同時にまた、悪いからやめろといふばかりでなしに、いいもの、積極的なものを青少年に對して向けていくということも必要であらうかと思ひますが、中青協を中心としたしまして、警察も、警察の関与する分野においてできるだけ御趣旨に沿つていこうと思ひます。

○天野(公)委員 最後に、今回の三河島町の通り魔事件について、一刻も早く犯人があつて、住民が安心して暮らす生活に復れるように極力御努力願ひたいと思ひます。

なお、青少年の不良化防止、犯罪の防止等につきましては、なお一そうの御努力を要望いたしまして質問を終ります。

○鈴木委員長 本件について他に御発言はありますか。——別に御発言もないやうでありますから、本件の議事はこの程度にとどめます。

○鈴木委員長 次に、ソ連大使館員に對する暴行事件について、渡海元三郎君から発言を求められております。これを許します。渡海元三郎君。

○渡海委員 時間もだいぶ経過しておりますので、ただ一言だけお願いしたいのでございます。

一昨日、九州方面におきまして、旅行中のソ連大使に對して、車中酔漢が暴行を加えたという事件が起りました。まことに遺憾のきわみでございますが、このやうな事件が國際關係に及ぼす影響、ひいては外國にも新聞紙上におきましておそろく喧伝されておると思ひますが、このやうなことから國際慣行にまで大きな影響を及ぼすのじやなからうかと存するのでございまして、このやうな事件の経過の概貌並びにその後とられました警察としての処置、そのやうなことにつきまして詳細にお聞きしたいのでございませう。本日は相當に時間も経過しておりますので、次の機会に、お調べの上詳細に御報告賜りたい。わかつておりましたら、今までの経過を簡単に一言だけ御答弁賜りたいと思ひます。

○中川(重)政府委員 一昨日夕刻、列車雲仙において、ソ連大使が食堂車におりますときに、酔つぱらった人間が食堂に参りまして、乱暴な行爲をいたしましたので、鉄道公安職員がこれを制止に参つたのですが、鉄道公安職員に對して危害を加えましたので、これを逮捕いたしました。福岡の博多警察署におきまして、これを留置いたしました。捜査の結果は、また後ほど判明いたしますが、ただいまのところは、単に酔つぱらつてやつたことについては、非常に残念なことをした——背後關係その他につきましては、ただいまのところないやうでございます。ただし、嚴重に捜査を續行しておりますので、判明次第またお答えいたします。

○渡海委員 おそらく事件は、酔漢の単純なる事件であると思いますが、及ぼす影響というものは、ただいま申しました通り相当大的なものがあろうと思います。本日は時間も過ぎておりますので、次の機会に、詳細御調査の上御報告賜わりたい。この点御要望申し上げます。

○鈴木委員長 次会は、来る二月三日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時十九分散会